

受講者募集

参加費
無料

市民後見人養成講座

少子高齢化の進行等により、成年後見制度の利用者は今後ますます増えていくことが予想されます。現在活躍している専門職後見人とともに、新たな担い手として同じ地域で生活し、同じ視点で支援できる「市民後見人」の活躍が期待されています。北上市では、社会貢献精神と意欲を持って、対象者により添い、関係機関と連携しながら後見業務を行うことのできる市民後見人の育成を目指しています。そのための知識、技術、社会規範、倫理性が習得できるよう養成講座を開催します。

あなたも市民後見人になりませんか



●●●●●●●●●● 市民後見人とは ●●●●●●●●●●

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方の権利と財産を守り、ご本人の意思を尊重した生活を支援する「成年後見制度」において、支援する人を「成年後見人」と呼びます。「市民後見人」とは、親族以外の方で弁護士や司法書士などの資格を要しない成年後見人等です。



北上市権利擁護支援センター

市民後見人養成講座オリエンテーション(事前説明会)のご案内

養成講座の内容や心構え、注意事項等について説明します。
オリエンテーションの内容は同様ですので、下記日程のどちらかに参加ください。

日 程 令和7年9月4日(木) 15:00~16:00
令和7年9月17日(水) 15:00~16:00

会 場 北上市総合福祉センター 研修室
北上市常盤台二丁目1番63号

定 員 各50名

申 込  **電話** 北上市権利擁護支援センター
(先着順) ☎0197-72-8324(直通)

 **ロゴフォーム**
<https://logoform.jp/form/rtYq/1014127>

【申込締切】
令和7年8月29日(金曜日)

養成講座を受講するには
オリエンテーションへの
参加が**必要**です

まずはオリエンテーションへの
ご参加をお待ちしています



市民後見人養成講座の流れ

オリエンテーション参加(必須)
9月4日(木)または9月17日(水)

受講申込・エントリーシート提出
(養成講座の受講希望者のみ)

養成講座(基礎編・応用編)全受講
基礎編(6日間)11月5日(水)~12月16日(火)
市民後見活動において必備すべき諸制度・法律に
ついての基礎を学びます

応用編(4日間)1月14日(水)~2月3日(火)
施設での実習やグループワークを通じて実務を学びます

市民後見人候補者の名簿登録
(全日程を履修した方)

お問い合わせ先

北上市権利擁護支援センター(市長寿介護課内)

 0197-72-8324(平日8:30~17:15)

受講対象者

- ①市民後見人に興味がある方
 - ・25歳以上70歳未満(令和7年4月1日時点)
 - ・市内在住者
 - ・次のいずれにも該当しない方
 - ・後見業務の養成研修を有する団体(専門職団体等)に所属している者
 - ・民法第13条に規定する制限行為能力者(未成年者、成年被後見人等)
 - ・民法第847条に規定する後見人の欠格事由に該当する者(破産者等)
- ②法人後見の支援員や法人後見の実施を考えている市内の事業所の職員

養成講座のすべての日程への
参加をお願いします

